

令和7年度 就学支援金(授業料減免)の申請について(2回目)

平素より本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて標記の件につきまして、令和7年7月分以降の高等学校就学支援金(授業料減免)の申請を下記のとおり受付します。

今回は初回申請(4月申請分)の結果により申請手順が異なりますので終業式の日(教室にて)お配りした封筒の中の受給資格の結果通知(4月～6月分の結果、申請された方のみ)と裏面の申請手続きフローチャートをご確認していただき期日までにお手続きをお願いします。

初回申請で就学支援金(授業料減免)の受給資格が認定され、課税地または保護者情報(家族構成)に変更が無い方も希望者全員(継続希望者含む)『情報連携依頼書』の提出が全員必要となります。

所得審査は申請時に登録されたマイナンバーを使用します。今回の申請より所得制限が撤廃されたので4月の申請で『所得超過で不認定』となった方もしくは『意向無し』で申請した方で今回申請を希望される方は裏面のフローチャートをご確認ください。大変申し訳ありませんが、申請期間が短くなっておりますのでご注意ください。

1. 初回申請(4月)と2回目の申請について

4月の申請時にメールアドレスを登録された方には決定通知のメールが届いておりますが、このメールは4月分から6月分の就学支援金の決定通知となります。

就学支援金の1年のサイクルは7月から翌年の6月までとなっており、初回(4月)の申請は今年の4月から6月分までの就学支援金の認定について保護者の前年度の課税額標準額(令和5年分の所得より算出)から審査しました。

2回目の申請は7月から翌年6月までの就学支援金の認定を今年度の課税標準額(令和6年分の所得)で審査します。1年生時のみ2回申請することとなり次年度以降は年1回(7月)となります。

2. 就学支援金(授業料減免)の支給基準と判定基準額の計算式

対象世帯区分		支給額(月額)	
世帯年収の目安	判定基準額の合計 (保護者(親権者)全員分)		
約640万円未満	175,500円未満	支給額	33,000円
約640万円～約750万円未満	175,500円以上227,100円未満	支給額	注1) 21,300円
約750万円～約910万円未満	227,100円以上304,200円未満	支給額	9,900円
約910万円以上	304,200円以上	支給額	注2) 9,900円

※年収の目安は、両親と子供2人の4人家族世帯の概ねの金額です。

※海外赴任等により所得が確認出来ない場合、基準額9,900円の支給となり加算はありません。

※生活保護受給中の方は生活保護受給証明書を提出期限までに会計課に提出して下さい。

注1) 令和7年度は21,300円となりました。

注2) 令和7年度は世帯年収910万円以上の世帯に高校生等臨時支援金が支給されます。

判定基準計算式・・・市区町村民税の課税標準額×6%－市区町村民税の調整控除額(100円未満切捨て)

(政令指定都市の場合は「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。)

課税標準額は課税証明書、住民税納税通知書、特別徴収額の決定通知書等で確認する事が出来ます。

3. 決定時期と返金について

7月分以降の就学支援金(授業料減免)につきましては10月以降に審査結果が出て、年間の支給額が決定する予定です。10月上旬に学校から返金に関する通知を自宅へ郵送または教室で配布いたします。

また予定通り審査が終了し、4月分から9月分までに未納分の学費が無く、申請内容に不備が無い方につきましては10月分の学費から、就学支援金(授業料減免)分を減額した金額に変更する予定です。

今年度は就学支援金のご案内が遅れた為、10月の学費の引落日は10月27日(1回目)、10月30日(2回目)に変更いたします。授業料が全額減免になった場合は10月以降の引落しはありません。

4. 申請に関するお問い合わせ先

クラス担任の先生は就学支援金についてご案内できませんので、ご不明な点がございましたら事務室会計課までお問い合わせ下さい。事務室会計課 Tel.043-251-7221(平日 8:30～16:40)

【裏面に続く】

申請手続きフローチャート

4月に就学支援金を申請し、認定されましたか？（申請された方は1学期終業式の日に配布した結果通知をご確認ください）

認定されている

2025年7月分以降の支給継続を希望しますか？

希望する

希望しない

学校で更新の手続きをしますので e-Shien で
お手続きをしていただく必要ありません。次へ
進んでください。

下記の①または②に該当する方は事務室会計
課の窓口で『**受給資格認定申請書**』を受け取り、
必要事項を記入の上、**9月26日(金)**までに会
計課に提出して下さい。

①転居等で2024年(令和6年)1月1日と2025年(令和7年)1月1
日の時点で住民票(課税地)が異なる方。

(例：千葉市から船橋市、千葉市から海外等)同じ市区町村内での転
居は除きます。

②2025年4月以降に結婚離婚死別等で保護者情報が変更された方。

e-Shien に
ログインし
継続意向登
録の画面で
『**受給権を
放棄します**』
を選択して
登録してく
ださい。

所得超過で認定されなかった、
または意向無しで申請した

今回、申請を希望しますか？
※今回の申請は所得制限がありません

希望する(申請する)

希望しない

4月に配布した『ログイン ID 通知
書』の ID とパスワードで e-Shien
にログインし、意向登録、受給資格
認定申請(マイナンバーの登録)を
して、下へ進んでください。

(注)保護者のマイナンバーの登録
画面では『**個人番号を入力する**』
を選択し、マイナンバーカードの
読み取りはしないでください。間
違ってカードの読み取りをしてし
まった場合は事務室会計課までご
連絡ください。

e-Shien に
ログイン
して『意向
無し』の登
録をお願い
します。

【申請希望者全員(継続希望者含む)】この案内と一緒にお配りした『**情報連携依頼書**』に必要事
項を記入の上、**10月1日(水)**までに事務室会計課までご提出してください。申請を希望されな
い方は提出不要です。学校への提出は生徒で構いません。(郵送可)

・ e-Shien ログインページは下記の URL か右の QR コードからアクセスしてください。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

・ e-Shien のログイン画面はセキュリティの関係上、検索エンジンで検索出来ません。

・ e-Shien マニュアル、情報連携依頼書、受給資格認定申請書は本校ホームページの
『保護者の方へ』のページ→『就学支援金(授業料減免)』のページにもあります。

・ 『ログイン ID 通知書』を紛失された方は事務室会計課までご連絡ください。



e-Shien の申請手続き期限 **令和7年9月29日(月)まで**

情報連携依頼書の提出期限 **令和7年10月1日(水)まで**【提出先：事務室会計課(郵送可)】

※期限が異なりますのでご注意ください。期限までに申請、提出することが難しい場合は事務室会計課までご相談ください。

☆保護者情報が変更された方

年度の途中でも家族構成の変更や保護者の税額の更正等、保護者情報の変更が生じた方は早急に事務室
会計課までご連絡ください。支給額が増額する場合、申請翌月からの適用となり遡る事は出来ませんので
ご注意ください。

また税額が更正されたり、結婚等で審査対象の保護者が増えたりするなど支給額が減額となる場合は遡り
返金となりますのでご注意ください。

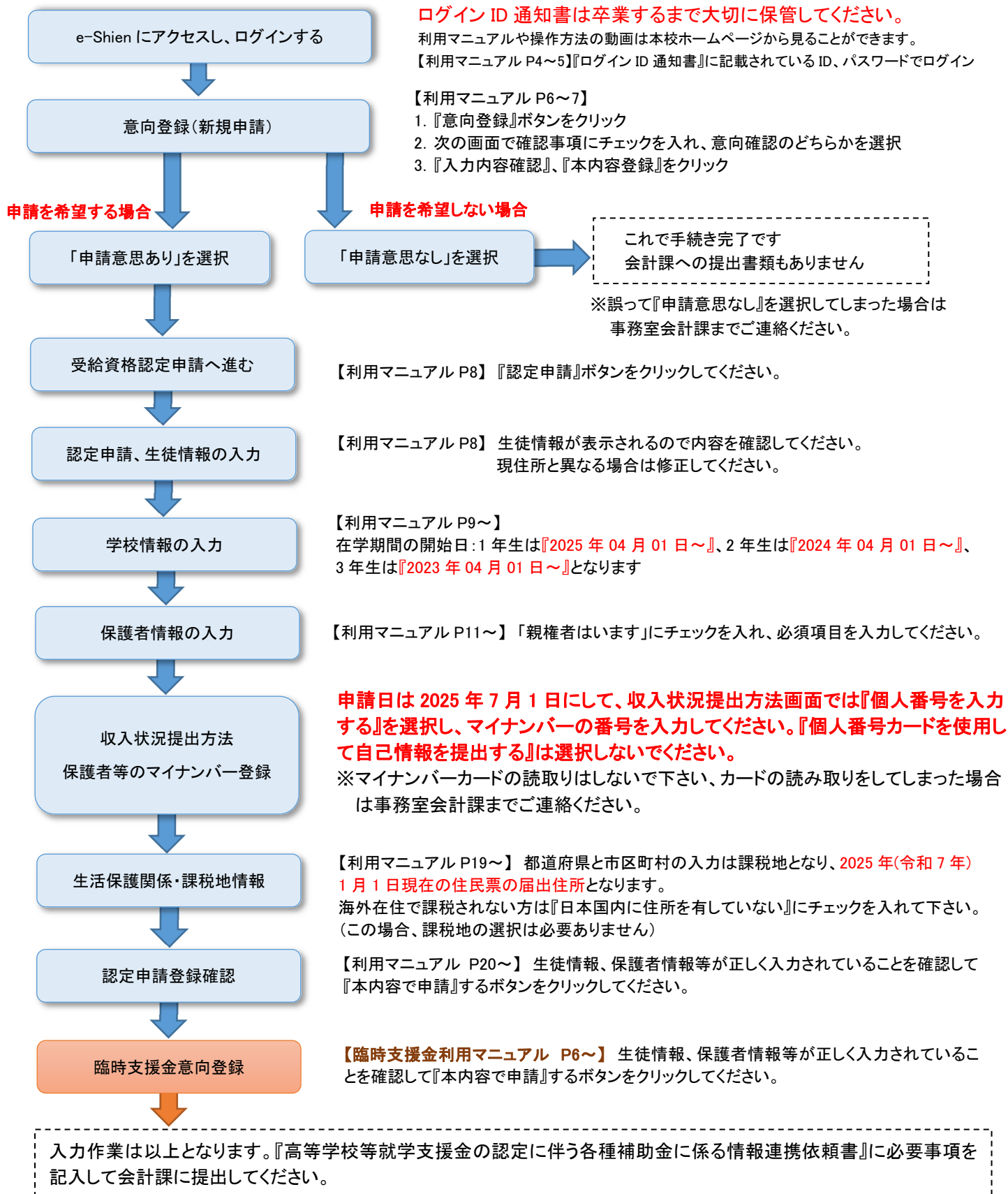
☆家計が急変された方

今回の審査は令和6年の所得をもとにしております。今回の審査結果が『10月以降の学費が一部減免』と
なった方で家計急変された方は本校ホームページの『保護者の方へ』のページから『就学支援金(授業料減
免)』→『就学支援金家計急変制度のお知らせ』をご確認の上、会計課までご連絡ください。

e-Shien の手続きについて 受給資格認定申請の流れ(7月～3月分の申請)

前回の申請で『所得超過で不認定』もしくは『申請の意向無し』とした方が対象となります。

【e-Shien 申請者向け利用マニュアル】②新規申請編 P4～P21 までの作業をお願いします。
※e-Shien には本校ホームページからアクセスできます。



e-Shien 登録期限 **令和 7 年 9 月 29 日(月)** 連携依頼書提出期限 **令和 7 年 10 月 1 日(水)**

【問い合わせ先】事務室会計課 043-251-7221(代)

※事務室の開室時間・電話受付時間は平日 8:30 から 16:40 までとなります

e-Shien 新規申請 (全学年共通)